

明治聖徳記念學會紀要

第八卷

研究

山鹿素行子の聖教に就いて

山本信哉

一 緒 言

本日は、本會副會頭林伯爵閣下の御邸内に於いて、研究講演會及び茶話會を御開催に相成り、金澤博士の御講演がございませう等で、私も之を拜聽することを樂しみに致して居た一人でございませう、然るに同博士には、急に餘義ない御差支が生じました爲に、不肖の私に、代つて何か御話を致す様にとの幹事の御方からの御頼みでございまして、甚だ閉口致したのでございませう、一應御辭退申上げたのでございませうが、併し幹事の御方も頗ぶる御困りの御様子に御見受け申しましたから、大に奮發して義侠的に出席致した次第でございませう、固より何等準備もなく、取立て、申上ぐる程の新しい研究も

發明も無くして御話致すのでございますから、定めし閣下及び諸君の御期待に相反くこと、存じます、この點は前以て御斷を申上げて置きます。

さてこれより私の御話申上げ様と存じます演題は『山鹿素行子の聖教に就いて』といふのでございます、山鹿先生の聖教と申せば、誰でも直ちに先生の名著聖教要録に於いて御説きに相成つた所の聖教であらうと覺召されるでありませう、如何にも夫れに相違はございませぬが、併しながら先生の晩年の著書で而も先生が最も精神を込めて御書きに相成つた中朝事實に顯はれた所の聖教は、嚮に聖教要録に於いて御説に相成つた所の聖教とは、其名は同じくして、其實が頗る異つて居ります、申すまでもございませぬが、聖教要録に於いて御説きに相成つた所の聖教は、原と支那の聖人の説いた聖教で、即ち支那の教でございませぬ、中朝事實に於いて御説きに相成つた所の聖教は、日本 神聖の遺訓であつて、即ち日本の神様、及び御歴代の聖帝の實踐躬行遊ばされた所の本邦固有の教でございませぬ、この支那の教と、日本の教とが、本來全く異つたものであるか、又は類似したものであるか、若し類似したものであるとすれば何處までが同一であつて、何處からが相違して居るかといふ事を承知することは、彼我の國民性を識別する上に就いて最も必要な事柄であらうと存じます、私は此見地から致しまして山鹿先生が其著聖教要録と中朝事實とに於いて唱導せられた聖教は果して支那及び日本の教を總括して申されたものあるか、又は支那は支那、日本は日本と個々別々に申されたものである

うといふ點について辨明致し更に進んで、支那の教と、日本の教とは大體類似したものであつて、共に之を聖教と稱することを得ると致しましても、其僅に異なる分岐點よりして彼我の國民性に如何なる相違を生ずるかといふ事を、單に理論の上ばかりでなく、之を彼我の顯著なる歴史上の事實に徴して證據立てゝ見たいと思ふのでございます。是が本日私の特に御話申上げて見たいと存じます主要なる點でございます。

二 山鹿素行子の人物

さて山鹿先生の聖教について、其學説を申述べようと思はしますには、先づ山鹿先生の人物及び其性行等について一言致しておく必要がございます。最初に山鹿先生は斯様な御方であるといふ概念を得ておいて而る後に其著書を御覽に相成るなり、其學説を御聞きに相成るなりしたならば、其要旨を御了解に相成ることも容易からうと思ふのでございます。

山鹿先生の御事跡は、舊くは山鹿先生が御自身で御書きに相成りました自序傳とも謂ふべき配所殘筆、及び其御自筆の日記に見え、又寶永七年に津輕政方の書いた山鹿誌や、常陸の人稻葉則通の著した山鹿子由來記、肥前の人齋藤時良の作つた實傳、其他事實文編、先哲叢談、偉人叢書等に收むる所の山鹿先生の傳記や近くは又松浦伯爵の著はされた素行子山鹿甚五左衛門等に委しく記してありま

すから、其等に譲ることゝいたしまして、私はこゝに極めて簡單で、而も能く其要領を得て居る所の故乃木將軍の文章に據りまして、山鹿先生の如何なる人物であり、又如何なる性格を有して居られたかといふ事を、一言申上ぐるに止めておきたいと存じます。夫れは去る明治四十年の比、山鹿先生の遺著を天覽に供し奉り、尋いで山鹿先生に御贈位の有りました時に、乃木將軍が自ら筆を執つて御書きに相成り、謹んで山鹿先生の御靈前に於いて讀み上げられました所の御祭文の一節であります、其文章は即ち左の通りであります。

先生徳一世ニ高ク識古今ニ踰エ、學問該博、議論卓拔、夙ニ國體ノ精華ヲ發揮シ、中外ノ別ヲ明ニシ、名文ヲ正シ士道ヲ説キ、志經論ニ存シ、才文武ヲ兼ヌ、

と申されて居りますが、其語は極めて簡單でありますけれども、常に先生の遺訓を服膺して、仰いで以て武士の典型として崇敬せられた乃木將軍が特に精神を込めて御書きに相成つた文章でございますから、山鹿先生の性行を知る上に於いて、其要領を得たること、此に越すものは無いと信じます。實に乃木將軍の言はれました通り、山鹿先生は、其才は文武を兼ね、其識は古今に踰えて、常に大義名分を正され、内外本末の別を明にせられ、我國體の精華たる敬神忠君愛國の根本思想を闡明し之を發揚し、之を宣揚せんと勤められた御方でございます。

山鹿先生が常に我が國體の精華を發揮し、敬神、忠君、愛國の精神を宣揚しようと勉められた努力

は、果して何處から湧いたものでありませうか、先哲叢談の著者か記す所に依つて見ますと、「世人稱素行者、皆視以兵家者流、徒知長於韜鈴、未知精於經術」と書いてあり、尙ほ平戸の籠手田男爵家に藏せらるゝ朝川善庵の題した山鹿先生の肖像の賛にも「謂是兵家者流、豈知先生儒者、也以儒者治兵、故其講武仁與義、並聖教也」ともありまして、即ち世間では山鹿先生を單に兵學者と見做し、所謂山鹿流の兵法や陣太鼓で以て、其名前を知つて居る位にて、未だ其經學にも達せられた、立派な儒者であつたといふ事を知らないといつてありますが、如何にも其通りでございまして、山鹿先生が寛文五年四十四歳で聖教要録三卷を御書きに相成つて、其上卷、聖學の條に於きまして、「聖學何爲乎學爲人之道也、聖教何爲乎教爲人之道也」と喝破せられ、又其著配所殘筆に於ては「寛文之初、我等存候は、漢唐宋明之學者之書を見候故、合點不參候哉、直に周公孔子之書を見申候而、是を手本に仕候而、學問之筋を正し可申存、それより不通に後世之書物をば不用、聖人之書迄を晝夜勘候而、初而聖學之道筋分明に得心仕候而、聖學之のりを定候」と記して、聖人の教は直接聖人の書かれた經書を見て是を手本として聖學の則を定むべきものであつて後世の學者の書いた書物をいくら讀んだからといつて合點の行くものでは無いといふ見識を立て、當時幕府の奉じて居た宋學即ち宋の程子や朱子などの唱へた理氣心性の説に反對して、別に一家の學を立てられたのでございます、之が爲に山鹿先生は幕府の忌諱に觸れられ、寛文六年十月先生御年四十五歳の時、罪を獲て播州赤穂の城主淺野内匠頭に御預け

といふ事に相成られたのであります。尤も先生が赤穂に御預けになられたに付きましては、他にも種々の原因があつたのでありますけれども、兎に角聖教要録三卷を刊行せられ、當時の官學に反對して不屈なる書物を作つたといふことが主要なる理由であつたといふことは、山鹿先生自筆の日記の寛文六年九月二十一日の條に『今年夏、聖教要録流布于世世人以爲誹謗且保科肥後大守○正切怒之也』と見え、又同月二十五日の條に『本多氏州對來話、且演說聖教要録之罪、公儀既定』と見え、又十月三日山鹿先生が北條氏長の宅へ召出されに、愈播州赤穂へ御預けの言渡しのであつた所にも、先生自ら筆を取つて『氏長傳公命貶播州赤穂大守預之、聖教要録之儀也』とも書いてあるので明亮でございます。さて山鹿先生が専ら兵學を唱へられる様に相成りましたのは、寛文十一年免されて江戸に歸られた後の事でございます。是でも亦以て山鹿先生は兵學者であるといふよりも、本來治國平天下の道を講ずる立派な儒者であり、經學者であつたと見る方が山鹿先生の御本意に協ひ、又其實際に適する様であります。

所が近頃私の研究の結果によりますといふと、山鹿先生は兵學者であり、漢學者であり、又禪學などにも通じて居られたと同時に、又立派な神道家であり、國體家であるといふことを完全に知り得たのであります。こゝにその神道家と爲られ、國體家と爲られた所以を大略説明して見たいと存じます。

三、山鹿素行の學統

さて山鹿先生が儒教の旺盛な時代に生れられ、最初は非常に經學を學ばれて聖教要録の序文に於ても『予者師周公孔子、不師漢唐宋明之諸儒、學志聖教、而不志異端』と言明して居られましたに係らず、其晩年に至つて益々我古典を研究致され乃木大將の謂ゆる國體の精華を發揮し、中外の別を明にして、國學者と爲られ國體家と爲られた其原因は果して何處にあつたかと申しますれば勿論其理由は種々あるでありませうが私は先づ指を其學統に屈するのでございます。

山鹿先生が我が古典を研究致され我國學の眞髓を了得せられる様に相成りましたに就いては、正に三人の立派な先生の在つた事を認めなければなりません、第一は林羅山先生であります、第二は高野山の按察院光宥法印であります、萬三は廣田坦齋先生であります。

第一の林羅山先生は、將軍徳川家康公の信任を得て、始て幕府の儒官は備はり、聖堂の基を開かれた所の立派な儒者でありまして山鹿先生の日記、及び其配所殘筆に據つて見ますと、明正天皇の寛永七年、即ち山鹿先生九歳の時に、稻葉丹後守の紹介で始て林羅山先生の門人となられ、専ら儒學を修められたのでありますが、此羅山先生は儒學は勿論、我が國の歴史に精通し、神社及び神道の事にも極めて明るかつた人であり、儒學に關する著述、國史に關する編纂等の事は誰も能く知つて居る

所でありますから省略致しまして、其神社及び神道に關する方面の事を少しく申述べますれば、羅山文集附録に收むる所の年譜に據つて見ますと、羅山先生は、慶長九年に神祇道を京都東山の老僧に聽いて居られます、此僧は卜部清原兩家から傳授せられたといふことでありますから、羅山先生の神道は即ち吉田家の唯一神道であります、そこで羅山先生の神社に關する著書には、神代系圖一卷、神社考三卷、神社考詳節、神書私考各一卷、伊勢内外宮勘文二卷、武州王子社縁起、河越天神縁起、筑波山縁起、二荒山神傳各一卷、寺社證文數卷等凡そ十部ばかりありまして、就中神社考の説は、山鹿先生の中朝事實の上卷、皇統章の出雲大社の事を申された所などに『或曰』として引用してあります、又神道に關する著述には神道傳授抄、神道秘訣各二卷、神道秘傳抄折中俗解十九卷、中臣稔抄二卷等があります、さうして此神道傳授抄は、羅山先生が後光明天皇の正保元年十二月、若州小濱の藩主酒井忠勝に奉る爲に書かれました本であります、此本は私が先年國書刊行會の依頼によつて編纂致しました神道叢說の中に收めて活版に致しておきましたが、其の中に斯いふ事が書いてあります、先づ其當時盛に行はれた所の神道三流と申しまして、唯一宗源の神道、兩部習合の神道、及び本迹縁起の神道以上三派の神道の事を述べてさて其次に神道奥儀と題して、羅山先生が発見せられた古來我が皇室に傳はりました天皇の知看す所の神道即ち理當心地の神道の事を述べて、左の如く書いてあります、

一理當心地神道 此神道即ち王道也、心の別に別の神なく、別の理なし、心清明なるは神の光也、行

迹正は神の姿也、政行はるゝは神の徳也、國治とは神力なり、是は天照大神より相傳まじき、神武以來代々帝王御一人しろしめす事也、御幼少の時は左右大臣攝政關白など傳授奉る事也

と書し、又羅山文集附録の行狀の中にも、羅山先生が『曾曰、本朝之神道、是王道王道是儒道、固無差等所謂唯一宗源所謂理當心地最可盡意』とも云つてありますが、此の神道は即王道である、心を清め行を正くし、政行はれ國治まるは即ち神道である、是が即ち天照大神から御相傳ましまして、神武天皇以來御代々々の天皇の知らしめす所の道であるといふ林羅山先生の神道に對する意見は、即ち山鹿先生が中朝事實に於いて、神教とも、聖教とも、又は朝廷の正教とも申され、又其著謫居童問に於いて『マコトノ神道』とも又『神代の遺勅にマサシク天照大神至誠ノ神道也』とも申された所の我皇祖皇宗の御教と全く一致するものでございまして、今一つ山鹿先生の神道觀が、羅山先生と其揆を一にして居られたといふ傍證に供すべきものは、山鹿先生の日記靈元天皇の延寶八年七月朔日條に、去月廿四日夢中に稻荷大明神の御告によつて感得せられた所の祈願を詠んだ和歌を載せて、

常に持つ神に祈をなす時は心の願かなはぬはなし

と記してありますが、此の常に持つ心の神に祈をなすといふ事は、即ち羅山先生の神道傳授に心の外に別の神なく、心の外に別の理なしといふ理當心地神道の教理と、全く一致して居る様でございます、此等の文章や和歌によつて考へて見ますといふと、山鹿先生の國體に對する觀念と、神道に對する信

仰は、正しく其師林羅山先生から承けられた所が極めて多かつたと申されるのでございます。

第二の按察院光宥法印は、これは眞言宗の名僧でございまして、始め紀州の高野山の蓮花三昧院に住し、兩部神道、就中眞言神道に精通して居て、法印に叙せられましたが、後江戸に赴いて兩部神道を傳授して居りました、山鹿先生が此光宥法印について兩部神道を學ばれたのは、先生の自序傳によつて見ますと、先生十七歳の冬でありまして『神代之卷は申すに及ばず、神道の秘傳不殘傳受せしめ候』と書いてあり、尙ほ日記には、之を寛永十六年先生御年十八歳の時にかけて『今年神道を光宥に相承く（高野按察院神代卷上下を講ず）季秋より十月朔に至つて畢ぬ（三十餘日の間火を別にし素を食す）』と書いてあつて、即ち日本書紀の神代卷二卷を講ずる凡そ三十日あまりの間は、毎日火を改めて精進潔齋せられたと申すことでございます、此光宥法印は、承應元年九月十三日に伊豆國走湯山の伊豆權現で歿して居ります、其著書に眞俗興廢記といふ本があり、又筆跡も配所殘筆に依つて見ますと、中々達者であつた様でございます。

第三の廣田坦齋翁は、本姓は忌部氏で、天孫降臨の際に、藤原氏の祖神天兒屋根命と相並んで功勞のありました天太玉命の後裔で、自ら其嫡流と稱して居りました、最も忌部神道に精しく始て根本崇源之神道を唱道いたしました、後陽成天皇の慶長十二年に猪熊少將勅勘の時、其縁坐によりまして京都を立退き、江戸に寓居し、薙髮して坦齋と號しました、秦山集に丹齋と書いてありますが同人でござい

ます、常に關東諸國を往來して、盛に神典を講じ、和漢を教へました、神典では神代卷神龜抄を作つて忌部正統の傳を著し、又別に朱注の神代卷二冊もあつたといふことでございます、山鹿先生は最初此坦齋翁について和歌を學ばれました、甚だ勤能でありました、寶永十九年御年二十一歳の時、或る大名と諸國の地理の談話をせられ、席上戯れに、我が五畿七道の中で海の無い國總て十五ヶ國を二首の歌に詠込まれましたことがございます、其歌は今日でも仍ほ人口に膾炙して居る所のもので、

海なきは大和山城伊賀河内筑紫に筑後丹波美作

近江路や美濃飛驒の國甲斐信濃上野下野これぞ海なし

といふ歌でございます、世間に有觸れた月次の夫れとは違つて、實用的の有益な歌でございます、さて又山鹿先生は、此坦齋翁から忌部流の神道を傳授せられました事は、これも配所殘筆に『其後壯年の比、廣田坦齋と申候忌部氏の嫡流の者有之、根本宗源之神道令相傳候、其節忌部神道之口決不殘相傳候書付證書を越候、其中比より石手帶刀參候て、我等に斷神書承候、坦齋は頓而死去仕候、神書之事、帶刀事、拙者を頼候て合點不參候處、所々皆承候、是又今以て其書付有之候、』と書いてありまして、而して山鹿先生と同門で、後に山鹿先生の門弟となつた、右の石手帶刀に就いては、頗ぶる面白い逸話がございますから、序に御話いたしておきます、石手帶刀は幕府の旗本で、名は古深、常軒と號して世々牢屋役人でありましたが、寛文七年二月六日、江戸に大火があつて、傳馬町の牢屋に延焼しやう

と致しました時に、帶刀は急に多人数の罪人を集めて、火は已に牢屋に燃付かうとして居るから、最早何うすることも出来ない、貴様等を看す々々焼き殺すのも氣の毒の至であるから、一旦逃がして仕はすが、併し三日目にはキット一同に歸つて來い、約束通り歸つたものは赦して仕はす、若し約に反いて歸つて來ないものがあつたら三族を亡して仕舞ふぞと申渡しました所が、何れも三日といはず翌日になると直ぐ歸つて來て、一人も逃亡したものは無つたといふ事が、明良洪範といふ書物にかいてあります、以て其機略に富み、兵法に通じ、山鹿先生の門弟たるに耻ない人物であつた事が知られます、而して是は私の發見でございますが、谷子爵家の御先祖の重遠といふ人の書かれた秦山集といふ書物に據つて見ますと、彼の有名な垂加神道の開祖たる山崎闇齋翁は、實に此石手帶刀について忌部流三種大祓の傳を受けられたものでございまして、闇齋翁は正に山鹿先生の孫弟子に當るのでございします、而して此闇齋翁の門流に淺見闇齋が出て、谷秦山が出て、玉木葦齋が出て、葦齋の門人には竹内式部が出て、山鹿先生の門流山縣大貳と交を結で、盛に勤王の説を主張したものであります、私は世間で山鹿先生の門人、若しくは其門流に大石良雄や吉田松陰等のあることを知つて、其他にも尙ほ石手帶刀あり、山崎闇齋あり、竹内式部あり、山縣大貳あることを知つて居るものゝ甚だ尠い事を常に遺憾に思ふのでございます。

さて斯様に、山鹿先生の神道の源泉には三流ありまして、第一には林羅山先生の唱へた理當心地神道

第二には光宥法印の傳へた兩部習合の神道第三には廣田坦齋翁の唱へた根本崇源神道、以上の三流が流れ込んで山鹿流の本流を形づくり、是が其學說の根柢となり、其念の眞髓と爲つて顯はれて居るのでございます、而して遂に山鹿先生をして立派な神道家たらしめ、模範的國體家たらしめたものであらうと私は固く信するのでございます。

四 聖教要録と中朝事實に於ける聖教の比較研究

さてこゝに山鹿先生の晩年に於ける學說、就中其謂ゆる聖教の要旨に就いて申述べやうと致しますに當つて、先づ以て一言辨じて置かねばならないことがございます、それは先哲叢談などに斯様な事が書いてあります『素行赦に遭つて後、専ら兵學を唱へ、經藝を廢棄す、其見る所時流と忤ふを以てなり、』と云つてありますが、山鹿先生御自筆の日記によつて見ますと、先生が赦に會つて江戸に歸られて後も、矢張四書や五經を講釋せられた事があるのみならず、私の調査の結果によりますといふと、寛文五年に聖教要録を著はされて、其翌年之が爲に赤穂に幽せられた間に、聖教の意義について更に一段の御研究を積まれた様でありまして、即ち今迄聖教要録などに於いて説かれた所の聖教は、同書の道統の條に御書きに相成つて居る通り、單に支那の聖人、即ち伏羲、神農、黃帝、堯、舜、禹、湯文、武、周公の十人に、孔子を加へた都合十一人の聖人が説いた所の教でございまして、即ち同者の上卷、聖

學の條に於ては『聖學何爲乎學爲人之途也、聖教何爲乎、教爲人之途也』と申され、又其中卷、道の條に於ては『道者、日用所共由當行有條理之名也』とも『又聖人之途者人道也、通古今亘上下可以由行也云々』ともいひ、更に下巻道原の條に於ては『道之大原者出於天地、云々天地之道聖人之教不涉多言無奇說造爲以自然之則而已、可一言而盡之百姓日用而不知、古今相由而無窮とも説破せられ、尙ほ配所殘筆には『我等存候聖學の筋目は身を修め、人を正し世を、治平せしめ、功名途候様に候云々、此學相積る時は、知恵日に新にして徳自高、仁自厚、勇自立て、終には功もなく名もなく無爲玄妙の地に可到、されば功名より入て功名もなく、唯人たるの道を盡すのみなり』とも道破して居られます、要するに聖教は支那の聖人が天地自然の則に隨つて定められた所の、人間の日常に由り行ふべき筋道であつて、一言以て之を掩へば人たる道を盡すといふ點に歸着する程でございます、然るに夫れが御研究の結果、僅々四五五年の間に、山鹿先生の思想上に更に非常なる一大進歩を致されまして、寛文九年、先生御年四十八歳の十二月二十七日に、中朝事實御を著はしに相成つた時には、聖教は我國の神聖の教、即ち伊弉諾伊弉冉二神よりして皇祖天照大神、以下歷代天皇の御樹て遊ばされ、自ら範を垂れ給ふた所の道である、是が即ち眞の聖教であると書いてあります、こゝに其證據を挙げますれば、則ち中朝事實の上卷の神教の章に於きまして、

天孫の降臨するに及んで、神勅の嚴あり、神器の常に守るべきあり、云々、其自らを修め、人を治

むるの道、至れり盡せり、是れ後世聖教の淵源に非ずや、

と見え、又下卷の禮儀の章に於きまして、

是天神、禮を正し給ふ儀なり云々、本朝の中州たる所以、人物の人物たる所以、聖教の聖教たる所以なり、

と見え、又其跋文に於きまして、

今往古の神勅を祖述し、人皇の聖教を憲章す云々、

とも御書さに相成つて居るので明瞭でございます、尤も中朝事實の附録には、神教佛教に對して儒教のことを聖教と申された所もございしますが、併し山鹿先生の御意見では、

神聖の大道は、唯一にして二ならず、天地の體に法り、人物の情に本づく、其教端を異にするものは、皆水土の差、風俗の殊なるに因るなり、五方の民各其性あつて以て同じからず、唯中華天地精秀の氣を得て、外朝(即ち支那)と一なり、云々其神教と曰ひ其聖教と曰ひ其皇極の受授、天下の治政猶ほ符節を合せたるが如し云々、佛教の如きは徹上徹下悉く異教なり、(中朝事實附録或疑)

といつて居られますので以て、日本と支那とは土地も近く、風俗も似て居るから、隨つて其教も先づ仁義忠孝を土臺として、大體同一である、そこで日本の神教も支那の聖教も恰も符節を合せた様に其揆を一にして居るのである、といふことを申されたのでありまして、神教即ち神道に相對する時には

儒教の事を聖教とも申されたことがありますが、單に聖教といへば、必ず我が日本の神聖の教
即ち神道を指して申されることに相成つて居ります。

山鹿先生の神道説は其著論居童問中卷の『本朝ハ往古ヨリ神道ヲ以テ貴トス、是又異聖教乎』との
問に答へられた文中に詳説して居られますから、こゝに其要點を抄出致しますれば、則ち左の通でこ
ざいます。

本朝往古ノ道ハ天ニコレヲ以テ身ヲ修メ人ヲ治メ人臣コレヲ以テ君ヲ輔ケ政國乃神代ノ遺勅マサシ
ク天照大神至誠ノ神道也、當時ノ神道トサス處ハ皆事神ノ道ニシテ神職ノ所知ナリ、上古ハ神職ヲ司
ル人、乃朝廷ノ政ヲシルガユヘニ神職ト云、朝政ト云、ニツアラズ、シカレバ神人一事ニシテ、更ニツ
キダメナシ、コノユヘニ神ニツカフル事ヲ得ル人ハ、乃天地ノ理ニ通ゼザレバ不合ユヘニ、神職ヲ甚
重ンジテ大臣コレヲカナタリ云々、中古ヨリ以前ニ朝政ト神職トニツニワカレテ既ニ天照大神伊世
ニ鎮座以後ハ神職ノ家相定リ、神事祭禮ノ役義ヲ知ルノミナレバコノ家流乃事神ノ道ヲシレルニテ、
マコトノ神道トサス處ハ、代々ノ天子三公ノ家ニ相傳ハレリト可レ知也、往古ノ神勅ト云ヘルコトア
リ、天照大神、高皇產靈尊崇養皇孫欲降以爲豐葦原中國主即勅曰、吾兒視此寶鏡當猶視吾、可
與曰床共殿、以爲齋鏡トコレマコトニ萬代寶祚ヲフマシメ玉フ帝王受授傳法唯一ノ神道ナルベシ、
サレバ寶鏡ヲ與ヘ玉フ時ノ當猶視吾ノ四字ハ、孝子順孫不改父祖之道ノマコトニシテ、乃大學ノ

教在明明德四ノ字、堯舜禹相傳ヘ玉フ允執厥中ノ四字ニコトナルベカラズ、コレ聖人ノ大教ナリ、コ、ヲ以テ案ニ、本朝又東方ノ君子國ニシテ異國ノ聖々相續ニコトナルコアラズ、順徳院の御記（傍注云禁秘抄）ニモ、禁中作法、先神事後他事、且暮敬神之叡慮無懈怠、白地アカクサマニモ以神宮並内侍所不爲御跡ト出タリ、諸官ヲ立ラル、ニ以神祇官爲上コト皆宗廟社稷ヲ重ジ玉フコヘナリ云々、今神道ヲトリチガヘテ尤怪異甚深ノサタヲナスコトハマコトノ神道ニ非ズ云々、只事神ノワザヲシルト、遺勅ト神道ト此ニツニキワマレリトモニ聖人ノ道ヲ以テセサレバ難信用也云々、

といつてありまして、即ち神道には神職神道もあれば、忌部神道下部神道等の種々の流派もあるが『マコトノ神道』は往古の神勅によつて萬世一系にして天壤と與に隆盛なる寶祚をふましめ玉ふ帝王受授傳法唯一の神道であるといふ御意見でありまして、之を今日の語を以て申せば山鹿先生のいはれる『マコトノ神道』は、宗教的神道といはんよりも、寧ろ政治及び道德を兼ねた所の國體神道であると評すべきであります。

斯様に山鹿先生の神道は天照大神の皇孫に御下しに相成つた所の往古の神勅を以て教育の根柢とし、政治の中樞とせられましたが故に、中朝事實の附録に於いては、斯道を神勅とも申されて、夫れ中華の萬邦に精秀なるや、悉く神聖の知徳に出づ、故に國を神國と稱し、祚を神位と稱し、器を神器と稱し、其教を神勅と曰ひ、其兵を神兵と曰ふ、是れ神、物に體して遺さざるなり、

と書され、又同書の他の箇條には之を神教とも、朝廷の正教とも御書さに相成つて居ります、何れも皆我が日本の聖教のことでございます。

支那の聖教も、日本の聖教も、等しく其本原に天地自然の則に随つて、人の人たる道を盡すにあつて、神聖の大道は唯一にして二ならざるべき筈なるに、何故に支那の教と日本の教との間に差異を生ずるかといふ點については、山鹿先生は之を以て水土の差、風俗の殊なるに因るといつて、即ち之を地理的關係、及び國民性の相違に歸して居られます、夫れに例の謫居童問下卷に於いて下の如く辨じて居られるので、明に之を知ることが出來ます、

其水土ニ從テ人物名コトナリ、人物コトナルトキハ事ノ用皆不同、何ゾ異域本朝ヲ以テ一ツニ論ゼンヤ、サレバ夫子モ下襲水土トノ玉ヘリ、本朝ノ内ニライテモ、五畿七道ノ風俗、其水土ニヨツテ相コトナリ、況ヤ異國ト本朝トハ既ニ三千里ヲヘダテ、東西ニワカテリ、一同ニ論ズベカラズ云々、異朝ニ異朝ノ政アリ、本朝ハ本朝ノ政アツテ、異朝ノ制ヨシト云トモ異朝ニシテハ可用、本朝ニハ用イガタキコト多シ云々、異朝ニハ代々艸業ノ君乃天子ト成テ天下ヲ成敗ス、本朝ニハ武家天下ヲ縦ニスルコト清盛秀吉卿ノ如トイヘトモ、正統ヲ崇敬シ、王代ヲ尊テ、宗廟ノ元祖天照大神ノ御苗裔今ニ天子タリ、コレ異朝ノ例ニ比シ難ク、勤王崇朝ノ道明ナリト可謂也云々

と申されて、即ち萬世一系の天皇を奉戴し天壤と與に無窮なる國體を有することが、實に支那は愚か

世界萬國に對して比類なき誇りてあるといつて居られます。

然して又山鹿先生の自序傳とも謂ふべき配所殘筆では

我等事、以前より異朝之書物をこのみ日夜勤候故、云々不覺異朝之事を諸事よろしく存、本朝は小國致異朝には何事も不及、聖人も異朝にこそ出來候得と存候、此段は我等計に不限、古今之學者、皆左様に存候而、異朝を慕まなび候、近比初而此存入誤なりと存候、信耳而不信目、棄近而取遠候事不及、是非候、寔學者之痛病候、詳に中朝事實に記之候得共、大概をこゝにしるし置候と前置して、さて其本題に入つて、

本朝は天照大神の御苗裔として、神代より今日迄其正統一代も違不給、藤原氏輔佐之比迄、世々不絶して攝祿之臣相續候事、亂臣賊子之不義不道成事無之故也、是仁、之正徳甚厚成が故にあらずや、次に神代より人皇十七代迄は悉聖徳之人君相續あり、賢聖之才臣輔し任奉り、天地之道を定、朝廷之政事國郡之制を定、四民之作法、日用衣食家宅、冠婚喪祭之禮に到迄、各其中庸をゑて、民やすく國平に、萬代之規模立て、上下之道明成る、是聰明聖知の天徳に達せるにあらずや、況や勇武之道を以ていはゞ、三韓をたいらげて本朝へみづき物をあげしめ、高麗をせめて其王城をおとし入日本府を異朝にまふけて武威を四海にかつやく事、上代より近代迄しかり、本朝之武勇は異國迄是をおそれ候へ共、終に外國より本朝を攻取候事はさて置、一ヶ所も彼地へうばゝるゝ事なし、され

ば武器、馬具、劍戟之制、兵法、戦具之品々、彼國之非所及、是勇武之四海に優れるにあらずや、然は智仁勇之三は聖人之三徳也、此三徳一つもかけては聖人之道にあらず、今此三徳を以て、本朝と異朝とを一々其しるしを立て校量せしむるに、本朝はるかにまされり誠にまさしく中國といふべき所分明なり、是更に私に云ふにあらず、天下の公論なり云々

ともいつて、支那の經典の眞髓たる中庸に謂ゆる智仁勇の三徳を以て、彼我の國體及び其國民性を公平に比較校量して見て、其結果として、正に日本の方が支那よりも遙に立優つて居ると斷定して居られるのでございます。

斯様に我が日本固有の教が眞の聖教である、支那の聖人の謂つた智仁勇の三徳にも協つて居るといふ思想は未だ之を聖教要録に於いて見ることは出来ませぬ、勿論山鹿先生の腹案としては餘程以前から御持ちに相成つて居たでありませうけれども、之を其成文の上に於いて見ることは出来なかつたのでございます、聖教要録は靈元天皇の寛文六年、先生四十五歳の時に公刊せられたものでございますが、夫より四年を経て、寛文九年先生御年四十八歳の十一月二十七日に至つて出来ました中朝事實に於いて、初めて之を見るごか出来るのでございます、是れは山鹿先生の學問に對する根本思想の大進歩でございます、先生の學問上に於ける識見を知り、其精神を窺ひますには、最も大切な所であらうと存じます、今日では天下一般に教育勅語を下し給はりまして、誰一人として、我が教育の淵源

は支那に非ず、印度に非ず、乃至西洋諸國に非ずして、實に本邦固有の我が皇祖皇宗の御遺訓に在るといふことを承知致さぬものはありませぬ。けれども今から約二百五十年前に於いて學問といへば、儒學か佛學あるを知つて他を知らなかつた、時代に於きまして、獨り山鹿先生が我が政教の根抵、就中教育の淵源は皇祖皇宗の御神勅である。神教である、聖教である、神聖の教である、朝廷の正教である、と唱道せられたといふことは、大に注目すべき事柄であらうと存じます。世間では山鹿先生の門流から赤穂の四十七士が出た事などを以て非常に珍しいことの様^にに賞賛いたしますか。勿論夫れも大に賞賛すべきものでございますが、併ながら私は未だ教育勅語も何も無かつた時代に於いて本邦教育の淵源は實に我が皇祖皇宗の御神勅に在るといふ事を主張せられた功績は我が國家存立の精神上もつと重大なる、もつと感歎すべき事柄では無からうかと思ふのでございます。此事は餘り世人の氣付かぬ所であり、縦しや氣付きましても、未だ曾て世人の言はぬ所でございますから、注意の爲に一言申述べておきます。

五 支那及び日本國民性の相違點を證明すべき

史的事實と其批評

さて最後に、山鹿先生が聖教要録に御書きに相成つた支那の聖教、即ち伏羲神農、黃帝以下、周公

孔子に至る凡そ十一人の聖人の説かれた教によつて養成せられた所の支那國民の理想と、同じ山鹿先生が後に中朝事實に於いて唱へられた本邦固有の聖教、即ち皇祖皇宗の御遺訓によつて涵養せられた所の日本國民の理想とは、理論の上に勿論であります、之を彼我の歴史上顯著なる事實に就いて比較研究致しましても、其結果に於いて甚しき相違點を見出すことが出来るのでございます。

是より彼我國民性の相違點について申述べますに當りまして、事の順序と致しまして、先づ山鹿先生の國家及び國體に關する御意見の概略を御紹介申上げて置かねばなりません、山鹿先生の國家に對する御意見は、中朝事實の神知章に於きまして、『愚謂ふに、夫れ天下の本は國家に在り、國家の本は民に在り、民の本は君に在り、』と申され、何故に民の本は君に在るかと申しますれば、『君明なる時は則ち民安し、民安き時は則ち國治まり家齋ふ、國治まり家齋ふ時は天下平なり、』と説明して居られます、この『國の本は民に在り』といふことは、支那人でも西洋人でも常に能くいふ所ではありますが、『民の本は君に在り』といふ事は古來諸外國の帝王等の言はんと欲して決して云ふ能はざる所でございます、我が日本の様な國家にして始て之を言ひ得るのでございます、想ふに此『民の本は君に在り』の語は、山鹿先生の特創でありまして、實に其言の如く、人君は常に國家の本は民に在りと思召して、臣民を以て『オホミタカラ』即ち國家の大寶であると愛重して之を大切に遊ばされ、臣民も亦深く民の本は君に在りと信じて、天皇を以て『アキツミカミ』即ち現神とも超人とも崇拜し奉り、上下互に相敬

し相親む所に於いて、始て國家安泰にして寶祚の無窮なることが出来るのでございます、而して又山鹿先生は我が金甌無缺の國體に論及して、如何にせば我が萬世一系の皇統を天壤と共に無窮ならしむるかといふ大問題に到達して、同書の同章に於いて、下の如く辨明して居られます、即ち

夫れ天地と至誠息むこと無く、悠遠博厚にして、物を覆ひ物を載せて、此の無窮を得たり、君子以て自ら彊て以て徳を厚うする時に、則ち住人として利あらずといふことなし、人君之を體して四海を御する時は則ち萬國咸く寧し、是れ天壤と窮まり無き所以なり、

と説破して居られますが、私は是まで天壤無窮説に關する種々の説を讀んで見ましたけれ共、其語の簡明にして而も能く其要領を得たる未だ此の如きものあるを知りませぬ、而して山鹿先生は更に又同章に於いて、斯る世界無比の國家に君臨あらせらるべき御方の御心得方を記し奉られて、

謹みて按るに、人君大寶を私するときは即ち天必ず與せず云々、苟も富貴を以て一身に奉するときは、則ち佞臣進で賢良日に疏し、貴きこと天子たり、富四海を保ち、寔安其心を狂し、聲色其耳目を襲撃す、此に當て祖宗黎元の重を顧みず、群臣諤々の諫に因らすんば、殆ど茲の間に卓爾たること難からん、

と申して居られます。

さてこの群臣諤々の諫方に就いて、古來我が皇室に於かせられても種々の實例がございますが、私

は今特に山鹿先生の御書きに相成つた本で、而も中朝事實の註釋書ともいはれる所の武家事紀の中から、武家に關する著名な事實を引き來つて、之を支那に於ける模範的人物と對照し、日本の聖教から發露した所の忠義と、支那の聖教から現した所の忠義との相違點を證明して見たいと存じます、即ち其第一例は同書の第三卷に、後圓融天皇の康曆元年、鎌倉管領足利氏滿が、京都の將軍足利義滿の政事に怠り、人心を失ひしに乗じて、逆心を企だて、代つて將軍と爲らうと致しました時に、其家禮の上杉憲春が屢々之を諫めましたけれども、何といつても御聞入が無い、そこで『諫めに死するは忠臣の道なり』といつて一紙の諫狀を書いて、主君氏滿へ上り、同年四月八日腹搔切つて相果てました爲に、氏滿は大に驚いて忽に逆心を思止まつたといふ事實でございます、其第二例は同書の第七卷に後奈良天皇の天文二十三年閏正月十三日、織田信長の家來平手清秀が其主君の爲に諫死した事を記して『清秀は、信長の父信秀の命によつて保育の役を勤めて居りましたけれども、信長は山川に遊び、放鷹漁獵を事として一向に國政を視ませぬ、清秀は、日夜之を諫めました、信長は聞飽いて尠しも之を用ゐませぬ、之が爲に何時しか政治も衰へ、風俗も異なつて、捨置く時は國の存亡にも關するものでありますから、數條の書付を上つて、即ち切腹して其志を示しました、信長は其至誠に感激して先非を悔ひ、彼が追善の爲に尾張國に寺院を建立し、其名を紀念する爲に之を清秀寺と號し、三百貫の寺領を寄附致したといふ事實でございます。

以上二つの例は何れも、平時に於いて死を以て其君を御諫め申した例でございますが、次には戦時に於いて君の御馬前で以て其君を御諫め申し其志を遂げました例を申上げて見たいと存じます、夫は同じ武家事紀の第十卷に見えた柴田勝家の家禮の毛受庄介家照の例でございます、初め勝家の部下に佐久間玄蕃允といふがあつて主君の軍令を奉じないで、賤が嶽の合戦に打負けました、其報知が勝家の本陣に達しますと、味方の軍勢は聞怖して諸方へ落失せ、手廻り僅か千人にも足らなくなつて仕舞ひました、勝家は此處で打死しやうと覺悟致しました時に、家禮の庄介が強いて之を御諫め申し、馬印を無理に引とつて、勝家の馬の口をば其本國越前の北庄の方へ引向けて、鞭をあて、追立ておき、さて後に庄介は池原山に上つて、主君から拜借した金の御幣の馬印を押立て、僅か三百騎計で勝家は在りと留つて、追付く敵兵を支へ、一步も進ませず、其時庄介の兄茂左衛門も亦こゝに來つて、弟と一處に討死しやうと致しましたが、庄介は古郷の老母心許無しといつて、兄をば強いて歸さうと致しましたけれども、一向に聽入れないで、兄弟諸共名譽の戦死を遂げたのでございます、之が爲に勝家は安々と北庄の本城まで歸ることが出来ました、そこで敵の大將羽柴秀吉も庄介が其君の危急な場合に死を以て之を御諫め申したのみならず、兄弟諸共討死した事を非常に感歎致し、天正十一年五月朔日、北庄に至りまして、早速毛受の老母と其妹とを召出して、之に多分の扶持米を與へ、毛受兄弟の忠臣たることを旌表致したといふ事實であります。

我が皇祖皇宗の御遺訓に由り、本邦固有の國民性に隨つて、臣たる道を盡した所の日本臣民は、倍臣でも斯の如く、何れも死を以て其君を御諫め申し、能く其君の非行を止めて居ります、而して若し又不幸にして其國は亡び、主君は仆れましても、何某は實に立派な家來を持つて居たといはれる様にして、死んだ跡までも其君を聖君とし、英主と致さうと心懸けて居るのでございます。

さて以上申述べました所の是等の歴史事實を、支那に於いて其君を諫めて名高い所の伯夷と叔齊の兄弟の事蹟に比較して見たならば果して何うでありませう、伯夷叔齊は史馬遷の史紀に據つて見ますと、殷の朝廷の衰へた時に乘じて、周の武王が其父文王の本主即ち位牌を兵車に載せて、東の方其天子と崇め奉り、先祖代々鴻恩を蒙つて來た所の天子紂王を伐つて之を攻亡したのでありますが、其出征の時に伯夷と叔齊とか之を途中に要して、武王の馬を叩へて諫て申した詞に『父死したれども葬らず、干戈に及ぶ、孝と謂ふへけんや、臣を以て君を弑す、忠と謂ふべけんや』と申しましたが、其時武王は一向に用ゐないのみならず、左右の侍者は之を殺さうと致しました、時に武王の參謀總長たる大公望がこれ義人也といつて、扶けて去らしめました、武王已に殷の天子を弑し奉り、殷の臣民は悉く逆臣武王を天子と崇め奉つた時に、獨り伯夷叔齊丈は之に事ふることを恥ぢて、周の粟を食まず、洛陽の東北首陽山に隠れて、薇を採つて食ひ、遂に餓えて死んで仕舞つたのであります、是事あつて後、孔子や史馬遷なども非常に賞めて居られる様であります、唐の韓退子の如きは其伯夷の頌に於いて、

『伯夷の如きは特立獨行、天地を窮め、萬世に亘りて顧みざる者なり、昭乎たる日月も明とするに足らず、曄乎たる泰山も高しとするに足らず、巍乎たる天地も容とするに足らず』と評し、支那第一の理想的模範人物であつて、到底禹湯や文武周公あたりの聖人などのかけても及ばぬ所として居た様であります、斯様に彼の國の聖人君子が認めて以て、支那第一の理想的模範人物とした所の伯夷叔齊を、我が國の忠臣、即ち嚮に列擧した所の上杉憲春や、平手清秀や、毛受庄介達の行爲に比べますといふと、皆様は何ういふ御感想を御興しに相成るでございませうか、私はこゝに平素私の敬服して居る所の先哲の説を引き來つて、皆様の前に御披露致して見ようと思存します、夫れは彼の『敷島の和大心』の歌を詠んで有名な本居宣長翁の實子、春庭翁の説でございませう、即ち其著『道の佐喜草』に於いて斯様に批評してあります。

日本の君子は、若君不宜を行ひ給ふ時は、御諫申して聞入れ給はぬ時は、戰時ならば君の先陣をして討死し、平時ならば即座に腹搔切つて尸を以て諫むるを君子といふ、かるか故に一旦仕へし君には、治亂強弱にかゝはらず、其約を變せぬものを君子と稱する國風である、伯夷叔齊兄弟の如きは、支那人としては其志は殊勝であるけれども、我日本の君子に比べて見れば遙に劣つて居る、若しこれが日本人であつたならば、山家の權夫炭焼でも之を臆病者といつて卑しむのである。

といつて居られます、故乃木將軍が晩年學習院長を御勤めの時に、本書を御通讀に相成り、彼の『尸

を以て諫むるを君子といふ」あるあたりを御覽に相成つて、是は實に我か武士道の眞髓であると申されましたといふ事を、其當時同院に奉職して居られた松本博士から直接に承つて居りますが、此點に至りますといふと、支那人の理想と、日本人の理想とは、非常に逕庭がある様に思はれます、是が即ち私の認めて以て支那の聖教と、日本の聖教との比較研究上、理論の上は勿論、何人も疑ふことの出来ない歴史上顯著なる事實に就いても、甚しき相違があると申す所以でございます、而して山鹿先生が最も力を込めて御説きに相成つた我が聖教の精神、及び我が國體の精華に關する學說の要旨は、之を聖教要録に於いて見ることは出来ませぬ、是非とも之を中朝事實によつて了解し、感得するより外はありませぬ、乃木將軍が亡くなられます三日前、即ち大正元年九月十日に、東宮御所へ最後の御告別に參候致されまして、特に自費で出版致されました中朝事實二冊を皇太子殿下に御献上に相成り『御歳を御召しになるに従つて、此書の面白味が増して參ります、乃木は一番好い書物と存じて献上致します』と申し上げられました（乃木大將追悼會記事及び素行子山鹿甚五左衛門に據る）といふことは實に是れあるが爲であらうと存せられます。

六 結 論

之を要しますに、山鹿先生の學問の坩堝の中には、林羅山先生の經學や、尾畑勘兵衛、北條安房守

等の兵學や、隱元禪師の禪學以外に、更に羅山先生の理當心地神道、光有法師の兩部神道、廣田坦齋翁の忌部神道の三大神道説と之に附隨せる國體説とが非常なる勢力を以て、白熱的に注入せられて居りますから、山鹿先生は儒者であり、兵學者であると同時に、立派なる神道家、國體家でございます。夫れ故、山鹿先生の晩年に唱道致されました眞の聖教の大精神は、天地自然の則に隨つて、人の人たる道を盡すばかりでなく、苟も日本國たる以上は、上下相一致して往古の神勅、即ち皇祖皇宗の御遺訓を奉戴し、常に忠孝を勵み名分を明にして以て金甌無缺の國を擁護し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、之をして彌益々に隆盛ならしむることを期せらば相成らぬといふ點にある様でございます。

何等新しい研究もありません、珍しい發明説もございませずして、貴重な時間を空費致しましたに關らず、御清聽下さいました事を厚く感謝致します(完)

近き頃彦根に、慈門といへる尼、若くて世を遁れ、里根といふ
かたはしなる所に庵を始めて住けるに、一夜盗人ども竊び入て尼
からめおき、ものなど奪はんとせしに、尼擯られながらよみける
よし垣ももさは難波のあしなれば

こすもこまわりよるのしら波

此歌をきよて、盗人ども尼をもゆるし、ものみな返して出いに
けり(松浦學士「文學の本質」より)